

所沢航空資料調査収集する会会則

(名 称)

第1条 この会は、所沢航空資料調査収集する会と称する。

(構 成)

第2条 本会は、所沢航空資料調査収集及び保存の趣旨に賛同するものを持って組織する。

(目 的)

第3条 本会は、所沢市を我が国航空発祥の地として永く後世につたえ、国の内外に周知宣伝するため、航空資料を調査収集及び保存することを目的とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、所沢市産業経済部商業観光課内に置く。

(事 業)

第5条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 所沢に関する航空資料の調査研究。
- (2) 資料の収集及び保存。
- (3) 資料関係者及び関係機関との連絡調整。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	若干名

- 2 役員は、役員会において会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を分掌し処理する。
- 4 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問等)

第8条 本会に顧問、名誉会長、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、名誉会長、相談役及び参与は役員会の推薦により委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となり、議事は出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の事業年度は、4月1日から翌3月31日までとする。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会で定めるものとする。

附 則

この会則は昭和47年12月23日から施行する。

附 則

この会則は昭和51年7月16日から施行する。

附 則

この会則は昭和59年7月24日から施行する。

附 則

この会則は昭和60年7月29日から施行する。

附 則

この会則は平成3年6月29日から施行する。

附 則

この会則は平成5年6月3日から施行する。

附 則

この会則は平成8年5月15日から施行する。

附 則

この会則は平成9年5月8日から施行する。

附 則

この会則は平成16年6月5日から施行する。

附 則

この会則は平成24年6月8日から施行する。

附 則

この会則は平成27年6月19日から施行する。